

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分	
		前年度からの繰越未決	本年度の起訴	計	有罪に係る人員及び金額									
					有罪	無罪	公訴権減	未決	懲役刑を科せられた人員	罰 金				
										人 員	金 額			
申告所得税	内	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	人 /	内	人(社) -	千円 /	申告所得税
		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		
法人税	内	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	/	法人税
		-	2	2	-	-	-	2	-	-		-		
その他	内	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	/	その他
		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		
合 計	内	-	-	-	-	-	-	-	-	/	内	-	/	合 計
		-	2	2	-	-	-	2	-	-		-		

調査期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における事績を示したものである。

(注) 1 内書（「人員」を除く。）は、上級審からの差戻し件数である。

2 「人員」の内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

3 「有罪に係る人員及び金額」について、1人（社）が2以上の区分に該当する場合、主たる区分でのみ集計している。

4 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	件 -	第 159 条	件 -	脱税犯規定	件 -
第 243 条 〔平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。〕	-	第 163 条 〔平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。〕	-	両罰規定	-

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」について、適用条文を示したものである。
 2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯 則 者 が 判 明 し な い も の	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒 製 造 類	酒 販 売 等 者 業 者 類														
要件 処理数	前 年 度 以 前 繰 越 処 理 未 済 検 査	外 部	件	件	件	件	件	件	件	件	件		件	件	件	前 年 度 以 前 繰 越 処 理 未 済 検 査	要件 処理数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-			-
			-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-			-
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外 部	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
			-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-			-
	告 発	犯 則 事 件 員 の 他	外 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	告 発	
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 知 処 分	外 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	不 告 発	外 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
本 年 度 未 済 件 数	外 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
犯 則 に 係 る 額	外 部	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
		-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-			
通 告 処 分 額 罰 科 金 相 当 額	外 部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額 罰 科 金 相 当 額		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

調査対象等：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 税関分は含まない。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	国 際 観 光 旅 客 税	合計	区 分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分							
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数
			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
	検 挙	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	検 挙	
			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	通 告 処 分	処 理 済 件 数
			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
	告 犯 則 事 件 職 査 調 査 員	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	告 犯 則 事 件 職 査 調 査 員	
			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
	発 そ の 他	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	発 そ の 他	
			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
	通 知 処 分	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	通 知 処 分	
			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
	不 告 発	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	不 告 発	
			-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	処 分 前 公 訴 権 消 滅		
		-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-			
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数		外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	本 年 度 末 処 理 未 済 件 数		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
犯 則 に 係 る 税 額	外	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	犯 則 に 係 る 税 額		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
通 告 処 分 罰 金 相 当 額		外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	通 告 処 分 罰 金 相 当 額		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

調査対象等：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注)
- 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 - 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 - 3 税関分は含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分			酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
			免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒類等製造者	酒類販売業者																		
要履行件数	前年度から繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度から繰越履行未済	要履行件数	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			通 告 処 分
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
計	計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発	履行等件数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
通公訴権消滅		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通公訴権消滅		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
計	通告履行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計		
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
本年度未済件数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数		
相 当		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	相 当		
金額		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金額			
相 当		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	相 当			

調査期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
2 「揮発油税」には地方揮発油税、「たばこ税」にはたばこ特別税を含む。
3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の					
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者													酒類小売業者		
	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額
第 54 条	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 56 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 56 条第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -	第23条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税		国 際 観 光 旅 客 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第21条第1項第1号	件 -	第19条第1項第1号	件 -	第12条第1項	件 -	第24条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-	第25条第1号	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-	〃 第2号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-	第26条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-				
		第23条第1号	-						
		〃 第2号	-						
		〃 第3号	-						
		第24条	-						
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
- 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
- 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。